議 案 第 ８ 号

浦安市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市公告式条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

提 案 理 由

条例等の公布並びに市長及び市の機関の定める規程等の公表について、電子掲示場に掲示して行うこととし、並びに当該掲示場に掲示することに伴い、市長及び市の機関の定める規程について市長印その他市の機関の代表者印等の押印を不要とするとともに、その他所要の改正を行うものである。

浦安市公告式条例の一部を改正する条例

浦安市公告式条例（昭和39年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「市役所前掲示場」を「市のウェブサイトに設置した掲示場（以下この項において「電子掲示場」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない事由により電子掲示場に掲示して公布することができないときは、市役所前掲示場に掲示して行う。

第４条第１項中「記入して市長印を押さなければ」を「記入しなければ」に改める。

第５条第２項本文中「第４条」を「前条」に改め、同項ただし書中「、「市長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関の代表者印」」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年１月１日から施行する。

（浦安市税条例の一部改正）

２　浦安市税条例（昭和30年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第２条第２項」を「第２条第２項ただし書」に改める。

（浦安市都市公園条例の一部改正）

３　浦安市都市公園条例（昭和63年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第13条の３第１項第１号中「に規定する掲示場に」を「の規定の例により」に改める。